中央防災会議運営要領の改正について（案）

１．概要

防災庁設置法が令和８年１１月２日に施行されたことに伴い、中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）について所要の改正を行う。

２．具体的な改正内容

運営要領第８及び第９中「防災担当大臣」を「防災大臣」に改める。

改正後	現行
中央防災会議運営要領 （昭和 38 年 10 月 22 日 中央防災会議決定 一部改正 昭和 53 年 10 月 7 日 一部改正 平成 12 年 12 月 5 日 一部改正 平成 13 年 1 月 26 日 一部改正 平成 23 年 12 月 27 日 一部改正 令和３年５月 25 日 一部改正　令和８年　月　日）	中央防災会議運営要領 （昭和 38 年 10 月 22 日 中央防災会議決定 一部改正 昭和 53 年 10 月 7 日 一部改正 平成 12 年 12 月 5 日 一部改正 平成 13 年 1 月 26 日 一部改正 平成 23 年 12 月 27 日 一部改正 令和３年５月 25 日）
第１～第７　（略） 第８　会長又は防災大臣は、会議の終了後、遅滞なく、当該会議における審議の内容等を、適当と認める方法により、公表する。 第９　会長又は防災大臣は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する 第 10～第 11　（略）	第１～第７　（略） 第８　会長又は防災担当大臣は、会議の終了後、遅滞なく、当該会議における審議の内容等を、適当と認める方法により、公表する。 第９　会長又は防災担当大臣は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する 第 10～第 11　（略）